

## 鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内畜産農場への家畜伝染病侵入防止と発生予防を図るため、農場の飼養衛生管理の向上に資する簡易施設や資機材等の購入を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日（本交付金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日）
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
  - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

- 第9条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、これに従わなければならない。

（雑則）

- 第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第6条関係）

| 1<br>補助事業      | 2<br>事業実施主体          | 3<br>補助対象経費  | 4<br>補助率                  | 5<br>重要な変更                                      |
|----------------|----------------------|--|---------------------------|---|
| 家畜飼養衛生<br>管理強化 | 養豚生産者団<br>体<br>養豚生産者 | 離乳豚を飼養する豚舎出<br>入口で作業者の動線を管<br>理し、更衣・長靴交換等<br>を実施するための前室の<br>整備       | 1/2以内<br>(補助上限額450<br>千円) | 1 事業の廃止<br>2 事業実施主体の変<br>更<br>3 補助金の増額に係<br>る変更 |
|                | 農協                   | 牛飼養農場における飼養<br>衛生管理向上に資する資<br>機材の購入<br>(対象の例)<br>・動力噴霧器<br>・飲水消毒装置 等 | 1/2以内                     |   |
| 推進             | 養豚生産者団<br>体          | 家畜飼養衛生管理強化対<br>策事業の事務に要する経<br>費                                      | 10/10以内                   | 1 事業実施主体の変<br>更                                 |

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度 家畜飼養衛生管理強化事業計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

（1）家畜飼養衛生管理強化

| 対象農場名<br>（住所） | 内容 | 事業費<br>（円） | 補助対象<br>経費<br>（円） | 補助金額<br>（円） | 積算 |
|---------------|----|------------|-------------------|-------------|----|
|               |    |            |                   |             |    |
|               |    |            |                   |             |    |
|               |    |            |                   |             |    |
|               |    |            |                   |             |    |
| 合 計           |    |            |                   |             |    |

（注） 1 対象農場の住所は番地まで記載する。

2 積算欄には、事業費及び補助金額の積算根拠を記載すること。

3 添付書類として事業計画には、設置農場位置図（5万分の1程度）、農場内の設置場所を示す平面図、見積書及びカタログ等必要と思われる書類を添付し、事業報告には実施状況がわかる写真、平面図等及び購入経費に係る領収書の写し等を添付すること。

（2）飼養衛生管理強化推進

| 事業内容 | 事業費 | 補助対象<br>経費 | 補助金額 | 積算 |
|------|-----|------------|------|----|
|      |     |            |      |    |
|      |     |            |      |    |
| 合 計  |     |            |      |    |

（注） 1 積算欄には、事業費及び補助金額の積算根拠を記載すること。

3 事業完了（予定）年 月 日

4 消費税の取扱い（いずれかに○をしてください）

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・

特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

5 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収 入

| 区 分  | 本年度予算額<br>(本年度決算額) | (本年度予算額) | 差 引 |   | 備 考 |
|------|--------------------|----------|-----|---|-----|
|      |                    |          | 増   | 減 |     |
| 県補助金 | 円                  | 円        | 円   | 円 |     |
| 自己負担 |                    |          |     |   |     |
| その他  |                    |          |     |   |     |
| 合 計  |                    |          |     |   |     |

2 支 出

| 区 分 | 本年度予算額<br>(本年度決算額) | (本年度予算額) | 差 引 |   | 備 考 |
|-----|--------------------|----------|-----|---|-----|
|     |                    |          | 増   | 減 |     |
|     | 円                  | 円        | 円   | 円 |     |
|     |                    |          |     |   |     |
| 計   |                    |          |     |   |     |

(注) 区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助対象経費の区分によるものとする。

年 月 日

様

職 氏 名

○年度鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「○○○○事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県家畜飼養衛生管理強化事業費助金交付要綱（令和2年9月28日付第202000157411号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

[間接国費補助金の場合]

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産省所管補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、農林水産省消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日16消安第10272号消費・安全局長通知）及び農林水産省消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

[単県補助金の場合]

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所  
申請者 氏名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度家畜飼養衛生管理強化事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった家畜飼養衛生管理強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）            | 金 | 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

| 区分                    | 課税仕入れ       |              |           | 非課税仕<br>入れ | 合計 |
|-----------------------|-------------|--------------|-----------|------------|----|
|                       | 課税売上<br>対応分 | 非課税売<br>上対応分 | 共通対応<br>分 |            |    |
| 経<br>費<br>の<br>内<br>訳 |             |              |           |            |    |
|                       |             |              |           |            |    |
|                       |             |              |           |            |    |
|                       |             |              |           |            |    |

- (2) 課税売上割合 ○○%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法